

一般社団法人 宮城県警備業協会
 〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号
 TEL 022-371-0310 FAX 022-773-6466
 info@mssa.jp
 http://www.mssa.jp



令和6年2月19日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

仙台市防犯協会連合会主催「防犯セミナー」の結果について（ご報告）

宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課暴力団排除係の担当者から
 企業を対象とする不当要求行為対応要領
 改正暴力団排除条例の概要
 などについて講話がありました。また、仙台市の担当者から
 仙台市認知症の人の見守り事業
 について説明がありました。分かり易い資料ですので参考としてください。

不当要求対応要領 ~問題の解決は き然とした対応と 早めの相談~

暴力団は、いつ、何をきっかけに関わってくるかわかりません。企業や県民の皆さんが、暴力団から被害に遭わないために、基本的な対応要領をまとめました。大切なのは、暴力団から何らかの接触・要求を受けたときに、一企業（一人）で悩まず、警察や暴力団追放推進センターに早期に相談し、対応することです。

- 1 相手方を確認する**
 落ち着いて、相手方の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認しましょう。
 また、可能であれば、車のナンバー等も控えておきましょう。
- 2 用件を確認する**
 どんな用件で何を要求しているのかを確認しましょう。代理人の場合は、委任状を確認しましょう。
- 3 こちらに有利な対応場所を選定する**
 素早く助けを求められることができる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所に対応し、暴力団員等の指定する場所や租事務所には絶対に向かないようにしましょう。
- 4 湯茶の接待はしない**
 湯茶を出すことは、暴力団が居座り続けることを容認したことになるので、湯飲み茶碗等を投げつけてくる等、脅しの道具に使用されることがあります。
- 5 対応の人数は、常に相手より優位に立つ**
 相手より優位に立つための手段として、常に相手方よりも多い人数で対応しましょう。
 また、役割分担を事前に決めておきましょう。
- 6 対応の内容を詳細を記録化する**
 電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。
 メモや録音、ビデオ撮影を活用しましょう。
- 7 対応時間を明確に区切る**
 対応時間が長いと、相手方のペースにはまる可能性が大きくなります。可能な限り短くし、対応時間を明確にしましょう。
- 8 言動に注意する**
 巧みに論争を持ち込み、対応者の失言を捉えて厳しく糾弾してきます。
 「申し訳ありません。」「検討します。」などの言動は禁物です。
- 9 相手方の要求に対して、即答や約束をしない**
 組織的な対応を図るためには、最初の対応で即答を避け、組織としての方針を検討した上で改めて対応することが大切です。
- 10 書類は作成せず、署名、押印もしない**
 読み状や念書等は、後日金品要求の材料に悪用されます。
 署名や押印は絶対に禁物です。
- 11 トップには対応させない**
 社長等、決裁権を持つ者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。社長が会わない理由を言え。」などと喚び掛られます。
- 12 機を失せず、警察に通報する**
 不法行為に及んだときには直ちに 110 番することです。

暴力団排除条例が改正されました。 ~禁止・罰則規定が新設~

改正暴力団排除条例

改正概要

新設された規定

- 祭礼等からの暴力団排除~努力義務
 - 暴力団事務所開設・運営禁止~罰則あり
 - ・ 保護対象施設（幼稚園、小学校等）の周囲200メートル以内の暴力団事務所開設・運営禁止
 - ・ 都市計画法に規定する住居系用途地域及び商業系用途地域の暴力団事務所開設・運営禁止
 - 青少年の暴力団事務所立ち上げ禁止~罰則あり
 - 暴力団排除特別強化地域~罰則あり
 - ・ 暴力団排除特別強化地域の指定
 - ・ 特定営業者の指定
 - ・ 暴力団排除特別強化地域内での禁止行為
- ※ 右記（事業者の皆様へ参照）
暴力団排除特別強化地域とは？
 仙台市青葉区（国分町一丁目～三丁目、一番町一丁目～四丁目、立町、春日町、大町一丁目～二丁目、中央一丁目～四丁目、花京院一丁目）
 仙台市宮城野区（権町一丁目～二丁目）



○ 調査~立入拒否、答弁拒否、虚偽答弁に罰則あり

公布・施行

令和5年(2023年)

3.24(金)公布

7.1(土)施行

事業者の皆様へ

暴力団排除特別強化地域内での禁止行為とは？

特定営業者（キャバクラ、クラブ、パチンコ店、ソーランド、ファッションヘルス、デリバリーヘルス、ナイトクラブ、ライブハウス、コンパニオン派遣業、居酒屋、レストラン、風俗案内所、客引き、スカウト等）が暴力団員から

- 用心棒の役務の提供を受けること
- 暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受ける対価や営業を営むことを容認することの対価として金品等の供与をすること

が禁止されます。
 （※暴力団員が用心棒の役務を提供すること、金品等を受領することも禁止）
 違反した場合は、1年以下の懲役、又は、50万円以下の罰金が科せられます。
 （※事業者には自首された場合、刑を減免する規定が設けられています。是非、相談してください。）

宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課暴力団排除係
 お問合せ TEL 022-221-7171（代表） 内線4433, 4437, 4446
 FAX 022-222-8930

一般社団法人宮城県警備業協会
 専務理事 高橋 直嗣